

主な改正点は次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

1 納税地及び納税義務

○ 中間法人の課税所得の範囲（基通1-1-8 新設）

人格のない社団等は収益事業から生じた所得に限り課税対象となります。中間法人は普通法人に該当することから、その中間法人に生じたすべての所得が課税対象となります。このため、人格のない社団等において行っていた事業を中間法人に移転した場合には、その課税所得の範囲は、収益事業から生じた所得に限定されないことを明らかにしています。

2 資本等の金額及び資本等取引

○ 資本の増加の日（基通1-5-1 改正）

平成14年4月に施行された改正商法により、新株予約権制度が創設されるとともに、従前の転換社債と非分離型の新株引受権付社債が統合されて「新株予約権付社債」として規定されたことに伴い、従前の転換社債及び新株引受権付社債に関する取扱いを整理しました。ただし、基本的な取扱いに変更はありません。

例えば、新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使による増資の場合の資本等の増加の日は、原則として払込みがあった日とし、従前の転換社債のように権利行使があったときに代用払込みの請求があったとみなす場合には、その権利行使の日としています。

3 費用及び損失の計算に関する通則

○ 債権の現物出資により取得した株式の取得価額（基通2-3-14 新設）

債権者が債務者に対してその債権を現物出資する、いわゆるデット・エクイティ・スワップが合理的な再建計画等に基づき行われた場合には、その現物出資により取得した株式の取得価額は、適格現物出資となる場合を除き、その

取得時の時価となることを明らかにしました。

したがって、取得した株式の取得時の時価と消滅した債権の帳簿価額との差額は損金の額又は益金の額として認識することとなります。

4 受取配当等

(1) その他資本剰余金の処分による配当（基通3-1-7の5 新設）

平成14年4月に施行された商法改正により、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1を超える場合には、その超える額を取り崩すことが認められ、また、会計上、その他有価証券として保有している株式に係る配当が資本準備金を取り崩した「その他資本剰余金」を原資とするものである場合には、有価証券の帳簿価額からの減額として処理することとされました。

しかし、税務上は、配当の原資によって受取配当を区分することにはなっていないことから、「その他資本剰余金」を原資とする配当もすべて受取配当等の益金不算入の対象となる「受取配当」として取り扱うこととなります。

(2) 総資産の帳簿価額の計算（基通3-2-5 改正）

平成14年4月に施行された商法改正により、自己株式の金額は資本の部の控除項目として表示することとされましたが、そのような表示がされた場合であっても、負債の利子の計算において、総資産の帳簿価額に加算することができることとされました。

5 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算

○ 連結納税の開始又は加入に伴う時価評価資産に係る時価の意義（基通12の3-2-1 新設）

法人が連結納税を開始する場合又は連結納税に加入する場合には、その開始又は加入直前の事業年度終了の時に有する時価評価資産（時価評価を要する一定の資産）について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額）の計上を行うこととされています（法61の11、61の12）。

この場合の当該時価評価資産に係るその時の価額（時価）とは、当該時価評価資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡されるときに通常付される価額をいいます。また、時価評価資産である①減価償却資産、②土地、③有価証券、④金銭債権、⑤繰延資産について、それぞれの時価算定の方法を例示しました。

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

1 漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却制度

- 割増償却の対象となる漁船(措通46の4-1 新設)

平成14年度税制改正により、漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却制度が創設されました（措法46の4①）。

この割増償却の適用対象となる漁船の範囲からは、適用事業年度の判定の基となる供用期間内に取得したものであっても、その事業年度開始の日の4年前の日前に開始した事業年度において取得等をしたものは除かれます。

2 海外投資等損失準備金制度

- 青色申告書以外の確定申告書等を提出する場合の海外投資等損失準備金の取崩し(措通55-18 新設)

平成14年の連結納税制度の導入により、海外投資等損失準備金を連結事業年度において積み立てている法人が、その直後の単体納税を行う事業年度において青色申告書を提出できない場合には、その準備金を取り崩して益金の額に算入することとなります（措法55⑥）。

連結事業年度においては青色、白色の申告区分がないため、例えば、連結事業年度中に連結法人によって設立された法人は、連結申告期間中は青色申告の承認を受けることができないので、このような法人が単体申告を行うこととなった場合には、その単体申告を行う事業年度につき青色申告の承認を受けなければ、その事業年度において海外投資等損失準備金を取り崩すこととなります。

(注) 単体申告を行うこととなった事由が、連結納税の承認の取消処分（法4

の5①)を受けたことによる場合には、その事業年度につき青色申告の承認を受けることはできないこととなります。

3 日本国際博覧会出展準備金制度

- 共同出展法人の積立限度額の計算等(措通57の2-1~6 新設)

平成14年度の税制改正により、2005年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した青色申告法人について、日本国際博覧会出展準備金の積み立てを認める制度が創設されました(措法57の2)。

この日本国際博覧会出展準備金について、共同出展法人の積立限度額の計算や準備金の取崩しの対象となる出展費用等の額の範囲などを明らかにしました。

4 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等

- 中小企業者であるかどうか等の判定の時期(措通68の2-1 改正)

本制度の適用対象法人のうち新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者については、「設立の日」を含む事業年度から10年間、本制度の適用を受けることとされています(措法68の2①一)。

連結納税制度の創設に伴い、分割型分割の日の前日を含む事業年度につき申告を行う連結法人の場合には、本制度の適用の有無を判定する「設立の日」は、その連結法人の属する連結グループの連結法人のうち設立の日の最も早い連結法人の設立の日とすることとされました(措令39の34の2①)。

この場合、連結法人には、連結グループとの間の加入・離脱があることからその「設立の日」の判定は、事業年度終了の時の現況により行うことを本通達の注書において明らかにしました。

第3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

- 「設備の種類」と日本標準産業分類の細分類番号との対比表(耐通付表8 改正)

日本標準産業分類の改訂(平成14年10月施行)に伴う所要の整備を行いました。